

1 経過

《経過》

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て関連3法」が、平成24年8月に成立し、この3法に基づく取組（以下「新制度」という。）が平成27年4月から開始されることとなった。

【子ども・子育て関連3法】

- ◆子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）
 - ◆就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）
 - ◆子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）
- ※支援法及び認定こども園法施行に伴い児童福祉法等関係する法律が整備されたもの。

《条例を新たに制定する基準》

3法において、市町村が条例で定めることとされているのは次の4つの基準である。

- (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準
- (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
- (4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準

《既存の条例を一部改正する基準》

上記(1)(3)の基準との整合性を図る観点、及び国の要件緩和の観点から、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について、条例の一部改正を行う。

《条例案を提案する市議会（予定）》

平成26年第3回市議会定例会（平成26年9月）

《保育の必要性の認定基準について》

平成26年5月の国からの通知により、保育の必要性の認定基準については、国の規則に規定する事由に基づき行われるため、保育の必要性の認定の事由について市町村が改めて定める必要はなく、また、就労の事由に関する下限時間については市町村が定める必要があるものの条例での規定は不要とされたことから、本市においても規則で定めることとする。

《利用者負担について》

新制度における利用者負担については、措置については児童福祉法第56条、施設型給付については支援法第27条第3項、地域型保育給付については支援法第30条第3項、委託費については支援法附則第6条に規定されている。また、現行制度においては、保育料は児童福祉法第56条に直接根拠を持つ負担金であると旧厚生省から通知がなされている。新制度における利用者負担額の定め方については国から明確に示されていないため、根拠法や旧厚生省通知の適用範囲等について引き続き調査し、条例又は規則により平成27年3月頃に利用者負担額について定めていく予定である。なお、市としての骨格及び仮単価については、平成26年6月～9月のしかるべき時期に示す予定である。

2 国が定める基準と本市が定める基準との関係性

新制度を実施するに当たり、市町村は、国が定める基準を踏まえて基準を定めることとなっている。国が定める基準には「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」の2類型が示されており、地方自治体はこの分類にしたがって条例を定めるものとされている。

区分	従うべき基準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	十分参酌しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容
国の基準に沿った市の考え方	法目的や要件規定の趣旨に合致した範囲内で市の実情を加えられるか	省令の基準を参考にし、下回るまたは緩和する基準を定めるべき市の実情があるかどうか
条例化の適否	●基準としての継続性を確保することができるか ●市民の理解は得られるか	
本市の考え方の方向性	●国の基準より上回る又は緩和すべき本市の実情がないかぎり、国の基準と同様とする。 ●「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」との整合を図る。	

3 条例の制定又は一部改正する基準の概要

(1) 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準

ア 制定する条例名

「(仮称)川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」

イ 条例制定の理由

幼保連携型認定こども園については、新制度における新たな施設類型として、都道府県又は政令指定都市が認可することとなることから、認可基準である学級の編成、職員、設備及び運営の基準について、本市においても、認定こども園法第13条第1項に基づいて条例で定めるものである。

ウ 独自基準を定めるもの

項目	国の基準	本市の基準	独自基準を定める考え方
乳児室の面積 《従うべき基準》	1.65㎡×満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数	3.3㎡×満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数	国の「従うべき基準」ではあるが、本市において「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で、市民ニーズである保育受入枠の確保を図りつつも保育環境をより一層充実させる観点から、乳児室面積を国よりも高い基準で定めているところであり、本条例についても、児童福祉の観点からこの考え方を踏まえ、国よりも高い基準を設ける。
開園日 開園時間	定めなし	○1年の開園日は、日曜・国民の祝日・年末年始を除いた日を原則とする。 ○1日の開園時間は、原則11時間とする。	児童福祉の観点から、本市における多様な就労実態や都市部に共通の通勤事情などを踏まえ、認可保育所と同様の基準を設ける。

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

ア 制定する条例名

「(仮称)川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」

イ 条例制定の理由

家庭的保育事業等（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4類型）については、新制度における新たな施設類型として、市町村が認可することとなることから、認可基準である設備及び運営の基準について、本市においても児童福祉法第34条の16に基づいて条例で定めるものである。

ウ 独自基準を定めるもの

項目	国の基準	本市の基準	独自基準を定める考え方
定員20名以上の事業所内保育事業の居室面積 《参酌すべき基準》	○・1歳児 乳児室1人あたり1.65㎡ 又はほふく室1人あたり3.3㎡ 2歳児 保育室又は遊戯室1人あたり1.98㎡	○・1歳児 乳児室又はほふく室1人あたり3.3㎡ 2歳児 保育室又は遊戯室1人あたり1.98㎡	本市において「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で、市民ニーズである保育受入枠の確保を図りつつも保育環境をより一層充実させる観点から、乳児室面積を国よりも高い基準で定めているところであり、本条例についても、児童福祉の観点からこの考え方を踏まえ、国よりも高い基準を設ける。
小規模保育事業A型・B型の開所時間 開所日数	定めなし	○1年の開所日は、日曜・国民の祝日・年末年始を除いた日を原則とする。 ○1日の開所時間は、11時間を原則とする。	児童福祉の観点から、本市における多様な就労実態や都市部に共通の通勤事情などを踏まえ、認可保育所と同様の基準を設ける。

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

ア 制定する条例名

「(仮称)川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」

イ 条例制定の理由

新制度では、教育・保育施設(保育所、認定こども園、新制度に移行する幼稚園)及び地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)は、認可基準及び運営に関する基準を満たすことが求められており、市町村は施設・事業からの申請に基づいて、これらの施設・事業が給付の対象となることを確認することとされている。したがって、本市においても、支援法第34条第3項及び第46条第3項に基づいて条例で定めるものである。

ウ 独自基準を定めるもの

利用定員及び特例給付費については新たに設けられた基準であり、また、運営についても国の基準を緩和して考慮すべき地域の実情は特にないことから、本市独自の基準は特に定めず、国の基準どおりとする。

(4) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ※条例の一部改正

ア 一部改正する条例名

「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」

イ 条例制定の理由

保育所については、児童福祉施設であると同時に、新制度における特定教育・保育施設でもあり、また、幼保連携型認定こども園についても(2)の基準を定めるため、上記(2)・(3)の基準との整合性を図る観点から、児童福祉施設の設備及び運営の基準について、条例の一部改正を行う。

ウ 独自基準を定めるもの

項目	国の基準	本市の基準	独自基準を定める考え方
開所時間 開所日数	定めなし	○保育所の1年の開所日は、日曜日・国民の祝日・年末年始を除いた日を原則とする。 ○1日の開所時間は、11時間を原則とする。	児童福祉の観点から、本市における多様な就労実態や都市部に共通の通勤事情などを踏まえ、基準を新たに設ける。

(5) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

ア 制定する条例名

「(仮称)川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」

イ 条例制定の理由

新制度では、国、都道府県、市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を満たした上で、あらかじめ市町村長に届け出ることとなっていることから、本市においても改正児童福祉法第34条の8の2にも続いて条例で定めるものである。

ウ 独自基準を定めるもの

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、国の基準を緩和して考慮すべき地域の実情は特にないことから、本市独自の基準は特に定めず、国の基準どおりとする。

4 条例制定又は一部改正のスケジュール

	マイルストーン	新制度準備担当	所管課
4月10日			参酌基準についての 検討及び 資料作成
4月17日(国)	新制度説明会		
4月21日		資料とりまとめ	
4月22日		基準勉強会	
4月25日		保育施策庁内推進本部会議 推進部会	
4月末		府省令公布	
		条文ごとの考察	
5月22日		保育施策庁内推進本部会議 推進部会	
5月26日		保育施策庁内推進本部会議 検討部会	
5月28日		子ども・子育て会議子ども・子育て支援検討部会	
5月30日		子ども・子育て会議 教育・保育部会	
6月2日		児童福祉審議会第2部会	
6月3日		保育施策庁内推進本部会議	
6月5日		第4回企画調整連絡会議	
6月13日		第4回政策調整会議	
6月16日		市民委員会	
6月19日		パブリックコメント	
7月18日		とりまとめ 保育施策庁内推進本部会議 推進部会 保育施策庁内推進本部会議 検討部会 子ども・子育て会議 教育・保育部会 児童福祉審議会第2部会 保育施策庁内推進本部会議	
7月31日		第8回企画調整連絡会議	
8月7日		第8回政策調整会議	
8月中旬	条例案法制課へ切		
8月27日	提案説明	市民委員会	
9月上旬	条例案先行議決 保育所等利用申込案内入稿	先行議決	
10月上旬	保育所等利用申込案内配布開始		
10月中旬	支給認定・利用申込手続開始		